

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（概要）

令和 3 年 2 月
自治行政局選挙部政治資金課

1 趣旨・改正の概要

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）等に基づき、政治資金規正法施行令（昭和 5 0 年政令第 2 7 7 号）第 2 3 条第 1 項に規定する匿名寄附等に係る寄附物件の国庫納付手続の際の押印等の義務が廃止されることに伴い、当該手続の際に必要な本人確認措置についての規定を新設するため、政治資金規正法施行規則（昭和 5 0 年自治省令第 1 7 号）の改正を行う。

2 スケジュール

公布日：令和 3 年 2 月 1 5 日

施行日：押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 9 号）第 6 条の規定の施行の日（令和 3 年 2 月 1 5 日）